

第2項 景観計画区域の景観形成基準

1 一般市街地区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準				
建築物	規模・輪郭	配置	・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。			
		高さ※	・高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・できる限り、隣接する建物の高さに揃えるように努める。			
		屋根形態	・周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。			
	形態意匠	屋根の 素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。			
				色相	明度	彩度
			推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下
			禁止色	-	-	6.0 以上
		外壁の 素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。			
			色相	明度	彩度	
	推奨色		10R~5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	
禁止色	-	-	6.0 以上			
細部意匠	・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。					
その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。				
	付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。				
	緑化	・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。				
工作物	門・垣・塀・柵	・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。				
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。				
	その他	・周辺景観との調和に配慮する。				

※ 第1・2種低層住居専用地域では、高さの限度を10mとする（用途地域による制限）。

【その他の行為】

項目		基準
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に潤いを与えている屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努め、やむを得ない場合には、必要最小限の伐採にとどめる。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

1-1 お城山眺望景観保全区域 ※一般市街地区域と重複する区域の基準

【基本的な考え方】

- 沿道の建物高さの統一や工作物等の集約により、通りからお城山への眺望景観を確保。
- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、壁面線やスカイラインを統一。
- 統一された中にも細部意匠等を工夫し、表情のある沿道景観を創出。

【建築物・工作物】

項目		基準															
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> 沿道からお城山への眺望景観を確保する。 隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 														
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> 沿道からお城山への眺望景観を妨げない高さにする。 できる限り近隣の建物との高さを揃え、スカイラインが統一されるように努める。 高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 できる限り、隣接する建物の高さに揃えるように努める。 														
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 														
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする。 周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上
			色相	明度	彩度												
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下												
禁止色	-	-	6.0 以上														
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする。 周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R~5Y</td> <td>3.0 以上 8.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	推奨色	10R~5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上		
	色相	明度	彩度														
推奨色	10R~5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下														
禁止色	-	-	6.0 以上														
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> 軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。 																

項目		基準	
項目	基準	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。
		付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。
		緑化	・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵	・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。	
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。	
	その他	・通りに面する部分に設置する場合には、周辺の建物等の壁面線より内側に設置するように努め、すっきりとした沿道景観の形成を図る。 ・周辺景観との調和に配慮する。	

※表中の灰色の文字は、一般市街地区域と同様の基準。

※【その他の行為】については、一般市街地区域と同様の基準とする。

2 村上駅前区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 主要な通りの沿道では、低層部の賑わいの連続と表情のあるまち並み景観を形成に努め、中高層部では周囲と調和した落ち着いた落ち着きのあるまち並み景観の形成に努める。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準															
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・高層となる場合には、周囲に圧迫感を与えないように配慮し、空地を十分に設けるように努める。 														
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは原則 25m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・眺望景観を妨げないように配慮する。 														
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 														
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上
				色相	明度	彩度											
		推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下												
		禁止色	-	-	6.0 以上												
	外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>3.0 以上 8.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	推奨色	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上	
			色相	明度	彩度												
	推奨色	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下													
禁止色	-	-	6.0 以上														
その他	細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な通りの沿道では、低層部の賑わいを創出し、連続するように努める。 ・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観の形成に努める。 ・高層となる場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。 															
		付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。 														
		付帯設備 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見えにくくなるよう配慮する。 ・敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。 														
工作物	門・垣・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。 															
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。 															
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。 															

【その他の行為】

項目		基準
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に潤いを与えている屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努め、やむを得ない場合には、必要最小限の伐採にとどめる。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

2-1 お城山眺望景観保全区域 ※村上駅前区域と重複する区域の基準

【基本的な考え方】

- 沿道の建物高さの統一や工作物等の集約により、通りからお城山への眺望景観を確保。
- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、壁面線やスカイラインを統一。
- 統一された中にも細部意匠等を工夫し、表情のある沿道景観を創出。

【建築物・工作物】

項目		基準																
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> 沿道からお城山への眺望景観を確保する。 隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。 まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 高層となる場合には、周囲に圧迫感を与えないように配慮し、空地を十分に設けるように努める。 															
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> 沿道からお城山への眺望景観を妨げない高さにする。 できる限り近隣の建物との高さを揃え、スカイラインが統一されるように努める。 高さは原則 25m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 眺望景観を妨げないように配慮する。 															
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 															
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする。 周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>					色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上
			色相	明度	彩度													
	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下														
禁止色	-	-	6.0 以上															
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 素材・色彩等はお城山への眺望景観を阻害しないものとする。 周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>3.0 以上 8.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>					色相	明度	彩度	推奨色	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上		
	色相	明度	彩度															
推奨色	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下															
禁止色	-	-	6.0 以上															
細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> 主要な通りの沿道では、低層部の賑わいを創出し、連続するように努める。 軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観の形成に努める。 高層となる場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。 																	

項目		基準	
建築物	その他	附属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の附属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。
		付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるよう配慮する。
		緑化	・敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。
工作物	門・垣・塀・柵	・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。	
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。	
	その他	・通りに面する部分に設置する場合には、周辺の建物等の壁面線より内側に設置するように努め、すっきりとした沿道景観の形成を図る。 ・周辺景観との調和に配慮する。	

※表中の灰色の文字は、村上駅前区域と同様の基準。

※【その他の行為】については、村上駅前区域と同様の基準とする。

3 瀬波温泉区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 主要な通りの沿道では、低層部の賑わいの連続と表情のあるまち並み景観を形成に努め、中高層部では周囲と調和した落ち着いた落ち着きのあるまち並み景観の形成に努める。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準												
建築物	規模・輪郭	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。 ・高層となる場合には、周囲に圧迫感を与えないように配慮し、空地を十分に設けるように努める。 											
		高さ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・高さはA地区で40m以下、B地区で30m以下※1を原則とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ※新潟県立自然公園第2・3種特別地域では、高さの限度を13mとする（県立自然公園による制限）。 ・眺望景観を妨げないように配慮する。 											
		屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。 											
	形態意匠	屋根の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0以下	2.0以下	禁止色	-	-
		色相	明度	彩度										
推奨色	-	4.0以下	2.0以下											
禁止色	-	-	6.0以上											
外壁の素材・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>3.0以上 8.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	3.0以上 8.0以下	4.0以下	禁止色	-	-	6.0以上	
	色相	明度	彩度											
推奨色	-	3.0以上 8.0以下	4.0以下											
禁止色	-	-	6.0以上											

※1 B地区に現存する建築物等が30mを超えている場合においては、当該建築物を既存の高さ及び容積の範囲内で建て替える場合に限り、この規定を適用しない。

項目			基準
建築物	形態意匠	細部意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な通りの沿道では、低層部の賑わいを創出し、連続するように努める。 ・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観の形成に努める。 ・高層となる場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。
		その他	付属施設等
	付帯設備		<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。 	
工作物	門・垣・塀・柵		<ul style="list-style-type: none"> ・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。
	広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。

【その他の行為】

項目		基準
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に潤いを与えている屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努め、やむを得ない場合には、必要最小限の伐採にとどめる。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

4 田園・農村区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準													
建築物	規模・輪郭	配置	・周辺景観や自然環境との調和に配慮する。												
		高さ	・高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・周囲の建物や自然景観と調和するように努める。												
		屋根形態	・できる限り勾配屋根にするとともに、周辺の自然景観との調和に配慮する。												
	形態意匠	屋根の 素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>-</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色	-	-	4.0 以上
				色相	明度	彩度									
			推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下									
		禁止色	-	-	4.0 以上										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0 以上 6.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>- -</td> <td>6.0 以上 4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上	
		色相	明度	彩度											
推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0 以上 6.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>- -</td> <td>6.0 以上 4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上			
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上												
外壁の 素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、落ち着いた色のある色彩を使用するように努めるとともに、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0 以上 6.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>禁止色</td> <td>10R～5Y 上記以外</td> <td>- -</td> <td>6.0 以上 4.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下	禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上		
	色相	明度	彩度												
推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下												
禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上												
細部意匠	・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。														
その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。													
	付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。													
	緑化	・道路境界や敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。													
工作物	門・垣・塀・柵	・周辺の自然景観との調和に配慮し、自然素材の門・垣・塀・柵等を設置するように努める。													
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。													
	その他	・周辺景観との調和に配慮する。													

【その他の行為】

項目	基準	
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐はできる限り避けるとともに、既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめる。 ・地域を特色付けている樹種の伐採はできる限り避けるなど、伐採する樹種の選定に配慮するとともに、伐採後の木竹は放置せず、速やかに撤去する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

5 海岸・漁村区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準				
建築物	規模・輪郭	配置	・まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。			
		高さ	・高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・周囲の建物や自然景観と調和するように努める。			
		屋根形態	・周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。			
	形態意匠	屋根の 素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。			
				色相	明度	彩度
			推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下
			禁止色	-	-	4.0 以上
		外壁の 素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、落ち着いた色のある色彩を使用するように努めるとともに、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。			
			色相	明度	彩度	
	推奨色		10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下	
	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0 以上 4.0 以上		
	細部意匠	・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。				
その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。				
	付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。				
	緑化	・生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。				
工作物	門・垣・塀・柵	・建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。				
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。				
	その他	・周辺景観との調和に配慮する。				

【その他の行為】

項目	基準	
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐はできる限り避けるとともに、既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめる。 ・地域を特色付けている樹種の伐採はできる限り避けるなど、伐採する樹種の選定に配慮するとともに、伐採後の木竹は放置せず、速やかに撤去する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

6 森林・山村区域

【基本的な考え方】

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮し、周囲の景観を阻害しないものとする。
- 建物全体として、まとまりのある景観となるように配慮する。
- 建築物・工作物のデザイン・素材・色彩・植栽など、地域の景観の育成に寄与するように努める。

【建築物・工作物】

項目		基準				
建築物	規模・輪郭	配置	・周辺景観や自然環境との調和に配慮する。			
		高さ	・高さは原則 13m 以下とする。 ※ただし、公益上又は機能上やむを得ない場合は、この限りではない。 ・周囲の建物や自然景観と調和するように努める。			
		屋根形態	・できる限り勾配屋根にするとともに、周辺の自然景観との調和に配慮する。			
	形態意匠	屋根の 素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。			
				色相	明度	彩度
			推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下
			禁止色	-	-	4.0 以上
		外壁の 素材・色彩	・周辺建物との調和に配慮し、落ち着いた色のある色彩を使用するように努めるとともに、基調色にはできる限り以下の推奨色を使用する。 ・基調色には、以下の禁止色は使用しない。			
			色相	明度	彩度	
	推奨色		10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下	
	禁止色	10R～5Y 上記以外	-	6.0 以上 4.0 以上		
	細部意匠	・軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。				
その他	付属施設等	・車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。				
	付帯設備	・道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。				
	緑化	・道路境界や敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。				
工作物	門・垣・塀・柵	・周辺の自然景観との調和に配慮し、自然素材の門・垣・塀・柵等を設置するように努める。				
	広告物	・周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。				
	その他	・周辺景観との調和に配慮する。				

【その他の行為】

項目	基準	
開発行為	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。 ・駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。 ・植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。
	採取・採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 ・行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。
木竹の伐採	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐はできる限り避けるとともに、既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめる。 ・地域を特色付けている樹種の伐採はできる限り避けるなど、伐採する樹種の選定に配慮するとともに、伐採後の木竹は放置せず、速やかに撤去する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 ・道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。
水面の埋立て又は干拓	護岸・法面	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ・法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。
特定照明	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 ・上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。